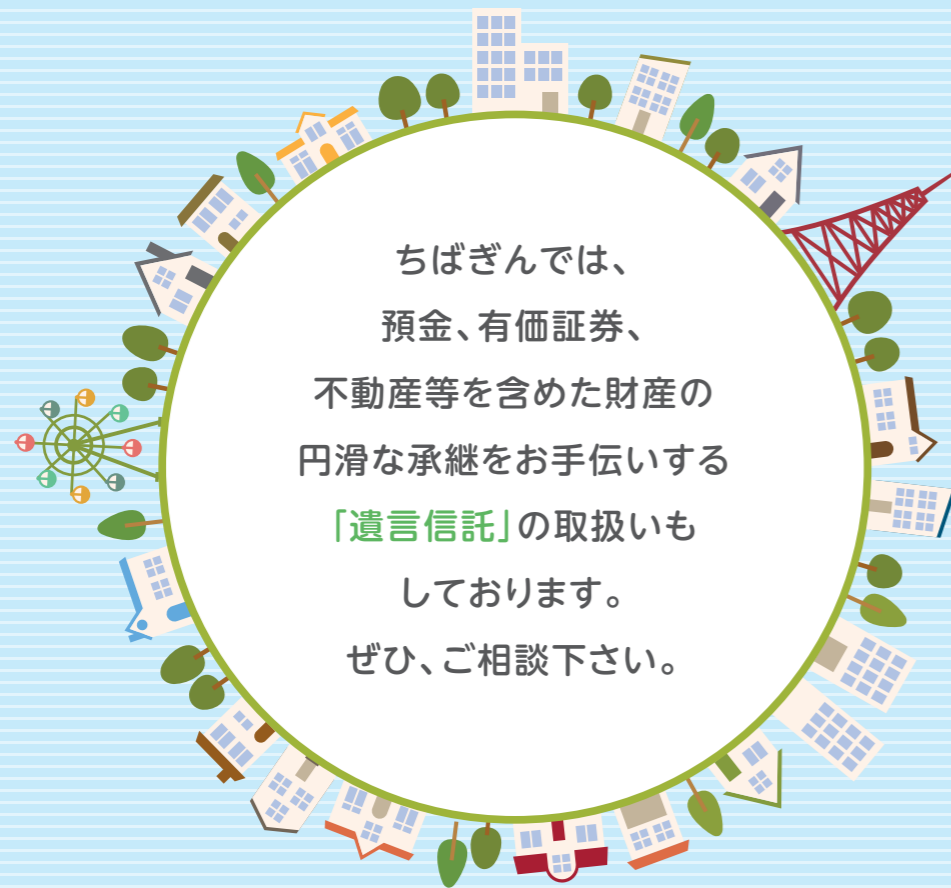


ちばぎん

# 遺言代用信託



あなたの想いを未来へ託す。

それが、ちばぎんの遺言代用信託です。

この商品に関するお問い合わせは  
お客さまの最寄りの支店へご相談下さい。

**株式会社 千葉銀行**

ちばぎんホームページ <http://www.chibabank.co.jp/>

## 《 預金の相続手続き時によく聞く話 》



私が万が一の時、預金をすぐにおろせなくなるって本当？

葬儀費用が必要なのにすぐにおろせなくなるの？



金融機関の相続手続きって大変って聞くけどどうなの？

遺言を作っているけど、おろすには時間がかかるの？



そうなんです

ご相続が発生してしまった後の銀行預金の払い出しには、一般的に相続人さま全員の書類のご提出や皆さまの署名・押印が必要となり、これらの手続きには相当の時間を要してしまいます。

### 相続手続きに必要な書類(預金払い出しの場合)の一例

- 被相続人さまの生まれてから亡くなるまでのすべての戸籍謄本等
- 相続人さま全員の戸籍謄本および印鑑証明書
- 遺産分割協議書(相続人さま全員の署名押印が必要)

※実際のお手続きに必要な書類は状況により異なりますので別途ご確認下さい。

それでは、万が一の時の  
お金の準備はどうすればいいの？

## そんなときは、遺言代用信託の出番です！

ちばぎん『遺言代用信託』は、相続発生時に必要となる「葬儀に関する費用」や「配偶者の当面の生活資金」などのお金を受取人お一人のお手続きで「かんたん」「速やか」にお渡しする仕組みです。

## ちばぎん 遺言代用信託 5つの特徴

1

### 信託した金銭の受取りが簡単

数点の必要書類のみで受取りが可能です。

2

### 受取人さまの来店不要

必要書類を郵送することで受取りが可能です。

3

### 元本保証

元本保証の金銭信託であり、お預りした金銭は預金と同様に預金保険制度の対象です。

4

### 複数の受取人の指定が可能

5人まで受取人の指定が可能です。

5

### 遺産分割協議不要

遺産分割協議成立前でも受取りが可能です。

### 受取りに必要な書類

- 契約者さまがお亡くなりになられたことを確認する書類
- 受取人さまの本人確認書類
- 受取人さまの個人番号を確認できる書類

# ちばぎんの「遺言代用信託」商品概要

※くわしくは、別途商品概要説明書をご確認下さい。

信託金額	●信託金額は、200万円以上1円単位です。 ※但し、信託できる金額は契約者さまが保有されている金融資産の1/4までとなります。 ※信託財産を追加することはできません。	
信託期間	●信託期間は、信託契約日から30年後の応当日までとなります。(信託 期間終了時には、契約者さまに金銭をお返しいたします。)	
受取人さまに関する事項	●受取人さまは、契約者さまの推定相続人の中からお指定下さい。(推 定相続人とは、現時点で契約者さまに相続が発生したと仮定した場合に相続人となる人です。) ●受取人さまは、最大5人までご指定いただけます。 ●受取人さまが信託された金銭を受取るための当行の普通預金口座 又は、当座預金口座を指定して頂きます。なお受取口座については、他の銀行を指定することはできませんのでご注意ください。	
信託報酬	●信託報酬(契約手数料)	信託契約時に、信託財産額の1.0% (但し、最低50,000円、税別)をいただきます。
	●信託報酬(運用報酬)	・毎年3月、9月の末日に、運用収益の中 からいただきます。 ・信託報酬額は、運用収益から信託元本 と予定配当率に基づき計算してお支払する収益金総額等を差し引いた金額(信託元本の0.001% ~8%)となります。
	●その他の手数料	・遺言代用信託では、信託期間中に一 部または全部の解約をすることができますが、解約に係る手数料はいただきません。 ・信託された金銭を受取人さまに振込 する際の振込手数料はいただきません。
お困りの際の相談窓口	当行が契約する指定紛争解決機関は、一般社団法人 信託協会(連絡 先:信託相談所、電話番号:0120-817335又は03-6206-3988)です。	

## ご契約から、お受取りまでの流れ



**ご注意ください**

ご契約からご相続発生までに、**受取人さまの変更をご希望される場合・受取人さまの住所や氏名が変更となった場合**は、契約者さまからちばぎんにすみやかにご連絡下さい。ご連絡をいただかずにご相続が発生致しますと、信託財産を受取人さまへお引渡しする際に、スムーズな手続きができない恐れがございますので、必ずご連絡下さい。



# よくあるご質問(Q&A)

## Q だれを受取人として指定することができますか？

A 推定相続人の中からお指定下さい。

## Q 受取人を複数指定することはできますか？

A 推定相続人の中から5人まで受取人さまとしてご指定をいただくことが可能です。  
なお、その際は受取人さまにお渡しいただく割合もご指定いただきます。

## Q 未成年者を受取人として指定できますか？

A 推定相続人に該当する場合、指定が可能です。

## Q 契約手続きは一人で行えますか？

A 契約者さまお一人のみでお手続きいただくことが可能です。  
ただし、お申込書に受取人さまのご住所、生年月日、受取口座(当行普通預金口座など)を記入いただく必要がありますので、お調べになられたうえでお手続きをお願いします。

## Q 手数料はいつ、いくらかかりますか？

A 手数料としてご契約時に信託いただく金額の1%(税別)を頂戴いたします。  
ただし、手数料は最低50,000円(税別)となります。  
また、毎年3月と9月の末日に、本信託の元本に対し、一定の範囲内で、本信託の運用益から千葉銀行が決定する予定配当額などを差し引いた金額から信託報酬を頂戴いたします。なお、詳細は約款をご参照下さい。

## Q 複数の契約や途中での信託金の追加は可能ですか？

A ご契約は1契約者さまあたり、1契約となります。  
また、契約後の信託金の追加はできません。

## Q 一部解約・中途解約はできますか？

A 所定のお手続きにより、一部解約や中途解約ができます。

## Q 契約中に契約内容に変更があった場合(受取人が先に亡くなった、住所が変更になったなど)は、手続きが必要ですか？

A 信託契約の変更が必要となりますので、契約者さまの最寄りの千葉銀行の支店宛にご連絡いただきますようお願い致します。

## Q 遺言代用信託の信託財産は相続税の課税対象となりますか？

A 相続税の課税対象となります。  
被相続人のその他財産と合算した財産が、相続税の基礎控除額を超える場合は、相続税の申告をいただく必要があります。具体的な相談や財産評価につきましては、別途税理士資格を有する専門家や税務署等にご相談下さい。

## Q 信託財産は遺留分減殺請求の対象となりますか？

A 信託財産は、他の相続財産と同様に遺留分減殺請求の対象となります。

### 遺留分とは

兄弟姉妹以外の相続人が、相続財産の中から最低限受け取ることのできる法律で定められた権利(割合)のことです。

### 遺留分減殺請求とは

遺留分の権利を持つ相続人は、その相続した財産額では遺留分の額に足りないとき、遺留分の額に達するまで財産を取り戻すこと(遺留分の減殺)ができます。(民法1031条)  
例えば、遺言に記載された内容が、ある相続人の遺留分を侵害していた場合、遺留分を侵害されていた相続人は遺留分の額を充たすまで、他の相続人等に「減殺請求」をすることができます。

### 法定相続割合と遺留分割合について

法定相続割合(下段は遺留分)

相続人の 組合せ 相続人	配偶者 のみ	子のみ	父母等 (直系尊属) のみ	兄弟姉妹 のみ	配偶者 と子	配偶者と 父母等 (直系尊属)	配偶者と 兄弟姉妹
配偶者	全部 (遺留分1/2)				1/2 (遺留分1/4)	2/3 (遺留分1/3)	3/4 (遺留分1/2)
子		全部 (遺留分1/2)			1/2 (遺留分1/4)		
父母等 (直系尊属)			全部 (遺留分1/3)			1/3 (遺留分1/6)	
兄弟姉妹				全部 (遺留分なし)			1/4 (遺留分なし)